

2017年秋の栃木県農作業安全確認運動実施要領

1 目的

農作業の安全確保は農業経営の基本であるが、本県では農作業による死亡事故が毎年発生し、過去10年間に69名もの尊い命が失われている状況にある。死亡事故原因別では、全体の約1/4が乗用型トラクターによるもので、年齢別では約8割が65歳以上の高齢農業者である。

また、平成27年から28年にかけては、コンバインや刈払機、歩行型トラクター（耕うん機）による死亡事故が発生している。

このため、稲刈りや秋起こし等の農繁期を迎えるにあたり、コンバインや乗用型トラクターとともに刈払機や歩行型トラクター（耕うん機）による事故防止に重点をおき、高齢農業者の事故防止と、万一の事故に備えた労災保険の加入促進を図るため、秋の農作業安全確認運動を実施する。

2 運動期間

平成29年9月1日（金）から11月30日（木）までの3か月間

3 推進事項

(1) コンバインによる事故防止

- ア わらが詰まった際はエンジン停止後に除去
- イ 移動や作業中は周囲の安全確認を徹底、特に後退時は注意

(2) 乗用型トラクターによる事故防止

- ア 安全キャブ・フレームのある機種の使用及びシートベルトとヘルメットの着用
- イ 作業を終了しほ場を出る際は、昇降路の手前で一旦停止、ブレーキの連結ロック
- ウ 日没前の作業終了と、一般道走行に備え反射材の装着、点検

(3) 刈払機による事故防止

- ア 防護具や、滑りにくい靴等の着用
- イ 複数人で作業する場合、15m以上の間隔を置きながら作業

(4) 歩行型トラクター（耕うん機）による事故防止

- ア バック時には、必ず振り返って後方と足元の安全確認

(5) 高齢農業者の事故防止

- ア 複数人で作業を心がけ、一人で作業を行う場合は携帯電話を所持
- イ こまめな休憩など、余裕を持った作業
- ウ 講習会で知識・技術を習得（特に、新たに機械を導入した場合）

(6) 安全意識の向上

- ア 作業への、家族や仲間からの「声かけ」（注意喚起）実施
- イ 事故に備えた服装での作業（ヘルメット、安全靴等）

(7) 万一の事故に備えた労災保険の加入促進

4 推進方法

(1) 農作業安全講習会等の実施

栃木県農作業安全対策推進協議会^{注1}等と連携し、農作業安全講習会等を実施する。

(2) 話題提供やチラシ等による啓発

農業者が集まるあらゆる機会をとらえ、農作業安全の話題提供やチラシ等^{注2}を配布する等、安全意識の向上を図る。

(3) ホームページやマスメディアを活用した啓発

県ホームページや広報番組等により、農作業安全対策について啓発を図る。

注1 構成員は、栃木県農業協同組合中央会、全国農業協同組合連合会栃木県本部、全国共済農業協同組合連合会栃木県本部、栃木県農業共済組合、栃木県農業機械商業協同組合、栃木県農業機械士会、栃木県

注2 チラシ等は、県ホームページ（<http://www.pref.tochigi.lg.jp/g04/nousagyouanzen.html>）からダウンロードして御活用願います。